



令和5年6月22日

幸手市議会議長 枝久保 喜八郎 様

提出者 幸手市議会議員 小河原 浩和

賛成者 幸手市議会議員 青木 章

賛成者 幸手市議会議員 松田 雅代

賛成者 幸手市議会議員 高野 綾一

賛成者 幸手市議会議員 官澤 大地

賛成者 幸手市議会議員 _____

賛成者 幸手市議会議員 _____

賛成者 幸手市議会議員 _____

賛成者 幸手市議会議員 _____

枝久保喜八郎議員の議長不信任決議（案）

上記の決議案を別紙のとおり、幸手市議会会議規則第13条の規定により提出する。

決議案第 2 号

枝久保喜八郎議員の議長不信任決議（案）

枝久保喜八郎議長は、議会選出による監査委員の人事案について、令和5年第1回幸手市議会臨時会に続き、第2回幸手市議会定例会においても、市長に対し積極的に提案を促すことをせず、会期中を通じて人事案提出に前向きに関与しなかった。

この間、3会派の代表者から、議長が調整を図るべきで、今議会中に必ず監査委員を選任するよう申し入れを行ったにも関わらず、議会が混乱しただけで、結果的に会期中の選任には至らなかった。

これにより、今後予定されている令和4年度決算審査は、代表監査委員1名で対応しなければならず、適正な監査業務に重大な支障をきたす危険性が高まった。

このように、議会の中心となって議員を取りまとめるべき立場であるにも関わらず、監査委員が選出されなかったことは指導力不足であり、前代未聞の事態となった。

また、会派代表者からの申し入れにも耳を傾けない姿勢は、議長として、まったく不適格であり、今後の議会運営を委ねることはできない。

よって、枝久保喜八郎議長に対し、不信任を決議するものである。

以上、決議する。

令和5年6月22日

幸 手 市 議 会

議決第 45 号 令和 5年 6月 22日 原 案 可 決

幸手市議会議長 枝久保喜八郎

